

## 第8期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

- 事業報告
  - 「企業集団の現況」
    - 「主要な事業内容」
    - 「主要な営業所及び工場」
    - 「従業員の状況」 「主要な借入先の状況」
    - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
  - 「会社の現況」
    - 「新株予約権等の状況」
    - 「会計監査人の状況」
    - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
    - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
  - 「連結持分変動計算書」
  - 「連結注記表」
- 計算書類
- 計算書類に係る会計監査報告

第8期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

**キオクシアホールディングス株式会社**

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## ● 事業報告

### 1 企業集団の現況

#### (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

メモリ・SSD製品の研究、開発、設計、製造及び販売等

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

##### ① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

##### ② 子会社

キオクシア株式会社	本社：東京都港区
	研究開発拠点：横浜テクノロジーキャンパス（神奈川県横浜市）
	工場：四日市工場（三重県四日市市）、北上工場（岩手県北上市）

その他の主要な子会社については「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

#### (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

##### ① 企業集団の従業員の状況

当社グループはメモリ事業の単一セグメントであり、セグメント毎の記載は省略しています。

従業員数 (名)	前事業年度末比 (名)
15,218	+176

(注) 従業員数は、正規従業員及び期間の定めのある雇用契約に基づく労働者のうち1年以上働いている又は働くことが見込まれる従業員（当社グループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）の合計数です。執行役員につきましては、従業員数に含まれておりません。

##### ② 当社の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
140	+13	46.2	13.9

- (注) 1. 従業員数は、正規従業員及び期間の定めのある雇用契約に基づく労働者のうち1年以上の働いている又は働くことが見込まれる従業員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）の合計数です。
2. 平均勤続年数は当社グループ内での勤続年数を通算しております。また、株式会社東芝からの会社分割に伴い転籍した従業員については東芝グループでの勤続年数を通算しております。
3. 執行役員につきましては、従業員数に含まれておりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	987億円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	914億円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	914億円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	878億円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (2) 新株予約権等の状況

#### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日	2019年3月12日	2019年3月12日	2022年2月2日
新株予約権の数(※)	62,322個	28,631個	2,990個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,739,320株 (新株予約権1個につき60株) (注1)	普通株式 1,717,860株 (新株予約権1個につき60株) (注1)	普通株式 179,400株 (新株予約権1個につき60株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込み は要しない	新株予約権と引換えに払い込み は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり1,667円) (注1)	新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり1,667円) (注1)	新株予約権1個当たり 156,000円 (1株当たり2,600円)
権利行使期間	2021年3月31日から 2029年3月11日まで	2020年3月31日から 2029年3月11日まで	2022年2月22日から 2029年3月11日まで
行使の条件	(注2)	(注3)	(注4)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)		
	新株予約権の数 841個 目的となる株式数 50,460株 保有者数 1名	新株予約権の数 13,880個 目的となる株式数 832,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 2,990個 目的となる株式数 179,400株 保有者数 2名

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 2020年8月27日付で行った1株を60株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」のうち「目的となる株式数」は調整されております。
2. 行使条件は以下のとおりです。
- (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。

- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 各新株予約権者と当社間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に関する事項のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。
- ①新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定（注イ）した本新株予約権は、IPOをもって行使可能となる。
- ②上記①にかかわらず、本行使可能事由（注ロ）が生じた場合には、全ての未確定の本新株予約権は、本行使可能事由の発生の直前に権利確定し、また行使可能となる（但し、2021年3月31日以降に限る。）。当社又は当社が指定する者は、行使可能となった本新株予約権又はその行使により取得した当社の普通株式について、適用ある基準日における当社の普通株式の公正価額を対価として取得することができる。
- （注イ）本新株予約権の権利確定は、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、期間に応じた権利確定スケジュールによるものとする。権利確定スケジュールの概要は以下のとおりである。
- 2021年3月31日を初日として、各新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合（累積）が順次権利確定する。
- （注ロ）「本行使可能事由」とは、Bain Capital Private Equity, LP及びその関係会社並びにそれらが助言するファンド（以下、「BCPEグループ」という。）が保有する全ての当社株式を、BCPEグループ以外の第三者に譲渡その他処分することをいう。
3. 行使条件は以下のとおりです。
- (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者（下記(4)に記載の1名を除く。）と当社間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に関する事項のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。
- ①本新株予約権者は、新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定（注イ）した本新株予約権は、IPOをもって行使可能となる。
- ②上記①にかかわらず、本行使可能事由（注ロ）が生じた場合には、全ての未確定の本新株予約権は、本行使可能事由の発生の直前に権利確定し、また行使可能となる。当社又は当社が指定する者は、行使可能となった本新株予約権又はその行使により取得した当社の普通株式について、適用ある基準日における当社の普通株式の公正価額を対価として取得することができる。

(注イ) 本新株予約権の権利確定は、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、期間に応じた権利確定スケジュールによるものとする。権利確定スケジュールの概要は以下のとおりである。

2020年3月31日を初日として、各新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合（累積）が順次権利確定する。

(注ロ) 「本行使可能事由」とは、Bain Capital Private Equity, LP及びその関係会社並びにそれらが助言するファンド（以下、「BCPEグループ」という。）が保有する全ての当社株式を、BCPEグループ以外の第三者に譲渡その他処分することをいう。

(4) 本新株予約権者のうち1名の者と当社の間で締結した「修正新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に関する事項のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。

- ① 修正新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定（注イ）した本新株予約権は、IPOのみをもって行使可能となる。本新株予約権者は、本新株予約権が消滅するまでの間、新株予約権割当契約書に定めるところに従って本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権割当契約書の行使条件の規定にかかわらず、支配権変動事由（注ロ）が生じた場合には、当社の取締役会は、(i)本新株予約権を消却し、その時点で権利確定している本新株予約権について、当該取引日時点における当社の普通株式の公正市場価格と、当該権利確定した各本新株予約権の行使価格の差額の合計額を、現金その他の当社の取締役会の裁量で決定する方法によって支払うこと、又は、(ii)本新株予約権の継続、引き受け、又は代替物の提供を行うこと、のいずれかを選択することができる。

(注イ) 本新株予約権の権利確定は、修正新株予約権割当契約書に従い、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、そのうち一定割合（以下、「期間ベース権利確定オプション」という。）については、期間に応じた権利確定スケジュールにより、残り（以下、「期間兼実績ベース権利確定オプション」という。）については期間及び実績に応じた権利確定スケジュールによるものとする。上記にかかわらず、支配権変動事由が生じた場合には、その時点で本新株予約権者の雇用が有効に継続していることを条件として、期間ベース権利確定オプションの全てが当該支配権変動事由の直前に権利確定する。期間ベース及び期間兼実績ベースの権利確定スケジュールの概要は以下のとおりである。

(期間ベース権利確定オプションに係る権利確定スケジュール)

付与日から1年後の時点を目処として、修正新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合（累積）が順

次権利確定する。

上記にかかわらず、本新株予約権者の雇用が、解除事由なくして解除された場合、又は、正当事由のために退職した場合には、本新株予約権のうちその時点で権利確定していないものは、解除又は退職の理由、付与日から当該雇用の終了までの期間その他の事由に応じて定められる割合に応じて、当該雇用の終了時点において権利確定する。

(期間兼実績ベース権利確定オプションに係る権利確定スケジュール)

期間ベース及び実績ベースの両方について権利確定する必要があり、以下のスケジュールに従って権利確定する。

(i) 期間ベース権利確定：上記の期間ベース権利確定オプションに係る権利確定スケジュールに従って期間ベースの点で権利確定する。

(ii) 実績ベース権利確定：BCPE (BCPE Pangea Cayman, L.P., BCPE Pangea Cayman 1A, L.P., 及びBCPE Pangea Cayman 1B, L.P.の総称をいう。以下同じ。) がその累積投資額 (特定の時点までにBCPE保有株と引き換えにBCPEによって投資された金額の総合計額をいう。) に対して一定の倍率以上の現金収益 ((i)BCPE保有株についてBCPEが現金で受領する売上収益、分配額、剰余金配当、及び、(ii)IPO後6か月間におけるBCPE保有株の市場における取引価値をいう。) を達成した場合に、期間兼実績ベース権利確定オプションの100%について実績ベースの点で権利確定する。

(注口) 「支配権変動事由」とは、(i)BCPE又はその関係会社による、BCPEの関係会社以外のエンティティ等へのBCPE保有株の売却、(ii)当社の全資産若しくは実質的な全資産のBCPEの関係会社以外のエンティティ等への売却若しくは譲渡、又は(iii)当社とBCPEの関係会社以外のエンティティとの合併若しくは統合であって、その直後に、BCPE及びその関係会社以外の者が本取締役会 ((iii)の場合においては存続会社の取締役会) の過半数を選任する権利を有することになるものをいう。

4. 行使条件は以下のとおりです。

- (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権は、次のいずれかの事由のみをもって行使可能となる。
  - ① IPO (適用ある証券法に基づく届出書により、又は当社の議決権付株式が金融商品取引所に上場することに伴い、金銭を対価とする公募又は売出しがなされることをいう) であって、普通株主 (本新株予約権の割当契約締結日において当社の普通株式を保有する者をいう。) が当該IPOにおいて普通株主保有株 (本新株予約権の割当契約締結日において普通株主が保有する

当会社の普通株式をいう。)の全てを売却したとすれば、累積投資額(特定の時点までに普通株式及び転換型優先株式と引き換えに普通株主によって投資された金額の総合計額をいう。)に対して一定の倍率以上の現金収益((i)普通株主保有株について普通株主が現金で受領する売上収益、分配額、剰余金配当、及び、(ii)普通株主保有株が金融商品取引所において取引されることとなるIPO(そのような取引される普通株主保有株を「取引可能証券」という。)から6か月間の間における、取引可能証券の価値をいう。取引可能証券の価値は、各基準日において算定され、当該基準日における該当金融商品取引所の取引終了時点の平均市場価格に、IPO直後に普通株主が保有する当会社の普通株式数を乗じて得られる金額と同額とする。)を達成することができること

- ② 当該IPO後において普通株主が累積投資額に対して一定の倍率以上の現金収益を達成すること
- (4) 上記の他、各新株予約権者と当社の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に関する事項(新株予約権割当契約書ごとに一部異なる。)のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。
- ① 本新株予約権者は、新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定し(注イ)、かつ、適格IPO(注ロ)に伴って行使可能となった限度において、本新株予約権が消滅するまでの間、新株予約権割当契約書に定めるところに従って本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権割当契約書の行使条件の規定にかかわらず、適格支配権変動事由(注ハ)が生じた場合には、当社の取締役会は、(i)本新株予約権を消却し、その時点で権利確定している本新株予約権について、当該取引日時点における当社の普通株式の公正市場価格と、当該権利確定した各本新株予約権の行使価格の差額の合計額を、現金その他の当社の取締役会の裁量で決定する方法によって支払うこと、又は、(ii)本新株予約権の継続、引き受け、又は代替物の提供を行うこと、のいずれかを選択することができる。

(注イ) 本新株予約権の権利確定は、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、期間及び/又は実績に応じた権利確定スケジュールによるものとする。本新株予約権が権利確定するためには、各新株予約権割当契約書に従い、期間ベースで、又は、期間及び実績ベース双方で権利確定していなければならないものとする。期間及び実績ベースの権利確定スケジュールの主なものの概要は以下のとおりである。

(期間ベースの権利確定スケジュール)

割当日を初日として、各新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合(累積)が順次権利確定する(本新株予約権者の雇用が各権利確定日において存続していることを条件とする。)

(実績ベースの権利確定スケジュール)

- (i) 普通株主がその累積投資額に対して一定の倍率以上の現金収益を達成した場合には、本新株予約権の100%が実績ベースで権利確定する（本新株予約権者の雇用が各権利確定日において存続していることを条件とする。）。
- (ii) 適格支配権変動事由が生じた場合には、本新株予約権の全てが当該適格支配権変動事由の直前に権利確定する（適格支配権変動事由の時点で本新株予約権者の雇用が有効に継続していることを条件とする。）。
- (iii) 本新株予約権者の雇用が、当社又はその関係会社によって、解除事由なくして解除された場合、又は、本新株予約権者が正当事由のために退職した場合には、本新株予約権のうちその時点で権利確定していないものについては、雇用の終了時点で権利確定する。

(注ロ) 「適格IPO」とは、(i)IPOであって、普通株主が当該IPOにおいて普通株主保有株の全てを売却したとすれば、累積投資額の一定の倍率以上の現金収益を達成することができるものか、又は(ii)当該IPO後において普通株主が累積投資額の一定の倍率以上の現金収益を達成することをいう。

(注ハ) 「適格支配権変動事由」とは、支配権変動事由であって、それによって普通株主が当該支配権変動事由に伴って普通株主保有株の全てを売却したとすれば、累積投資額の一定の倍率以上の現金収益を達成することができるものをいう。「支配権変動事由」とは、(i)BCPE (BCPE Pangea Cayman, L.P.、BCPE Pangea Cayman 1A, L.P.及びBCPE Pangea Cayman 1B, L.P.の総称をいう。以下同じ。) 又はその関係会社による、BCPEの関係会社以外のエンティティ等へのBCPE保有株の売却、(ii)当社の全資産若しくは実質的な全資産のBCPEの関係会社以外のエンティティ等への売却若しくは譲渡、又は(iii)当社とBCPEの関係会社以外のエンティティとの合併若しくは統合であって、その直後に、BCPE及びその関係会社以外の者が本取締役会(iii)の場合においては存続会社の取締役会) の過半数を選任する権利を有することになるものをいう。

- ② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 PwC Japan有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	218百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	334百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額が確定していないものについては、概算額を含めております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨及び会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とすることができる旨を定款に定めております。

なお、当社の定款の規定上、普通株主に先立って、甲種優先株式及び乙種優先株式（社債型優先株式）の株主は剰余金の配当及び残余財産の分配を受けることができるとされております。ただし、2025年7月25日にすべての甲種優先株式及び乙種優先株式は取得及び消却されましたので、現在発行済みの甲種優先株式及び乙種優先株式はございません。

株主の皆さまへの利益還元は、持続的な企業価値向上にむけた研究開発や設備投資とのバランスを図りつつ、各期の業績、財務状況を総合的に勘案の上、検討してまいります。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

[当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制]

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役は随時取締役会で報告させる。

(イ) 当社の監査役は、定期的に取り締役のヒヤリングを行う。

(ウ) 当社の監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役から直ちに報告を受ける。

(エ) 当社は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「キオクシアグループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の取締役に「キオクシアグループ行動基準」を遵守させる。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ア) 当社の取締役は、「文書管理規程」に基づき、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

(イ) 当社の取締役は、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役、監査役が閲覧できるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 当社のリスクマネジメント・コンプライアンス責任者（以下、「RC責任者」という。）は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社及び当社子会社のクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。
- (イ) 当社の取締役は、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社及び当社子会社のビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 当社の取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画、年度予算を決定する。
- (イ) 当社の取締役会は、取締役の権限、責任の分配を適正に行い、取締役は、「業務分掌規程」及び「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
- (ウ) 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- (エ) 当社の取締役は、「取締役会規則」、「権限基準」に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
- (オ) 当社の取締役は、当社及び当社子会社の適正な業績評価を行う。
- (カ) 当社の取締役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム等の情報処理システムを適切に運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 当社の代表取締役は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「キオクシアグループ行動基準」を遵守させる。
- (イ) 当社のRC責任者は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
- (ウ) 当社は、当社役職員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の取締役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 子会社は、「キオクシアグループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
- (イ) 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当該子会社から当社に報告が行われる体制を構築する。
- (ウ) 当社は、子会社に対し、当社の施策に準じた施策を各子会社の実情に応じて推進させる。
- (エ) 国内の子会社は、「キオクシアグループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を

構築する。

(オ) 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。

[当社の監査役の職務の執行のために必要なもの]

① 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社の取締役は、人事総務部、財務部等所属の従業員に監査役の職務を補助させる。

② 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の取締役は、監査役の職務を補助させる従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。

③ 監査役への報告に関する体制

(ア) 当社の取締役、従業員は、別途定める規程に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、当社の監査役に対して都度報告を行う。

(イ) 国内の子会社は、「グループ監査連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告をする。

(ウ) 当社の代表取締役は、監査役に対し重要な会議への出席の機会を提供する。

(エ) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告をした当社及び当社子会社の役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。

(オ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求したときは、担当部署が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(ア) 当社の代表取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。

(イ) 当社の取締役、従業員は、定期的な監査役のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

(ウ) 当社の取締役は、会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査の実施結果を監査役に都度報告する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は定時取締役会で定期的に職務執行状況報告を行い、当社の監査役は取締役会に出席し当社の取締役の職務執行状況報告の内容を確認しております。また「キオクシアグループ行動基準」を採択し、その遵守を目的とする種々の遵法教育を役員及び従業員に対して実施しております。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会資料等、取締役の職務の執行に関する重要な書類は、「文書管理規程」においてそれぞれ法務部、経営戦略部を所管部門として定め、適切に管理・保存しております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づいて、社長執行役員がRC責任者として、自らキオクシアグループのリスクマネジメント・コンプライアンス活動の統括と推進を行っています。そして、当社における全てのリスク・コンプライアンス案件について権限と責任をもつ委員会として、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を半期に一度以上開催しており、リスクマネジメント・コンプライアンス活動に必要な事項を審議、立案、推進するとともに、後述のクライシスリスク案件ごとに、処理、解決を行っています。

また、当社グループでは、経営活動を遂行する上で生じるリスクのうち、ビジネスリスク、財務・会計リスク、情報セキュリティリスク等、特に重点的な対応が必要となるものについて、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づく権限移譲を行い、個別に規程及び委員会を設置し、リスクの特性に応じた詳細な分析と管理を実施しています。ビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づいて、社長執行役員が全社ビジネスリスクマネジメントの責任を有しています。社長執行役員は経営会議、経営決定書、取締役会において意思決定案件のリスクを把握し、リスクモニタリング項目を決定及び監視し必要な措置を実施します。財務・会計リスクについては、「会計リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づいて、社長執行役員を当社における会計コンプライアンスの統括責任者としています。また、会計コンプライアンスに係る委員会として、「会計コンプライアンス委員会」を設置し、会計コンプライアンス委員会を原則半期に一度開催し集められたリスク情報、評価結果及び内部監査結果に基づき、当社における会計コンプライアンスの体制構築、推進、評価（当社の財務報告に係る内部統制に対する評価検討を含む。）及び改善に関する事項の検討を行っています。

更に、情報セキュリティリスクに対しては、社長執行役員が任命した情報セキュリティ統括責任者の下に、「情報セキュリティ委員会」を設置し、「情報セキュリティ委員会」を半期に一度開催し、当社に係る情報セキュリティを徹底するために必要な事項の審議を行っており、情報セキュリティに係る体制構築及び維持管理を実行しております。なお、情報セキュリティ委員会の事務局は、情報セキュリティ部門及び情報システム部門としております。

その他のリスクについても、経営活動遂行に際しての不確実要因で、有効に管理しなければクライシスリスク（平常の意思決定ルートでは対処困難なほどの緊急性を要し、発生した場合、イメージダウン、信用失墜、経営資源の損失等により企業の価値を著しく減じるレベルに達し、問題化（クライシス化）するもの）に転化する可能性のあるものを含め、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき管理し、内部管理推進部、人事総務部、法務部及び経営戦略部が所管しております。また、関連法令の内容・改廃、新たに遵守が必要な社会規範等については、各リスクの主管部門が把握し、必要に応じてリスクテーブルを見直しております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は「取締役会規則」に基づき経営方針等の重要な経営事項及び各取締役の職務執行の業務分担を決定しております。また、取締役会を定期的に開催し、事業運営の適切さを確認しております。

⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役の職務を補助させる使用人の人事等について、監査役と事前協議を行ったうえで人事総務部所属の使用人に監査役の職務を補助させており、これら使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

⑥ 監査役への報告に関する体制

当社の監査役は重要な会議への出席の機会を提供されているほか、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、当社の取締役、従業員から当社の監査役に対して都度報告が行われております。そして、当社の監査役に報告をした当社及び当社子会社の役職員が、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをされないことが「監査役に対する報告等に関する規程」に明記されております。また、「グループ監査連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等が当社の監査役に報告されております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

最近事業年度において、常勤監査役は、取締役会等の重要会議に参加し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役等に対する定期的なヒアリングの実施、内部監査部門及び会計監査人との連携及び情報共有等による三様監査の連携、「グループ監査連絡会」の開催、当社拠点及びグループ会社

責任者等との往査またはリモートでの面談、拠点往査時における対話会の開催等の活動を行っております。また、常勤監査役はその情報を監査役会と共有し、監査役会は当社グループのガバナンス体制構築・運用の監査、リスク・コンプライアンス管理体制と実効性のモニタリング、内部通報のモニタリングと実効性確認等を行っております。

● 連結計算書類

連結持分変動計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	その他の 資本の 構成要素	利益剰余金	自己株式	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
2025年4月1日残高	25,239	866,665	35,208	△189,547	—	737,565	131	737,696
当期利益	—	—	—	554,490	—	554,490	6	554,496
その他の包括利益	—	—	92,170	—	—	92,170	13	92,183
<b>当期包括利益合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>92,170</b>	<b>554,490</b>	<b>—</b>	<b>646,660</b>	<b>19</b>	<b>646,679</b>
新株の発行	5,795	5,795	—	—	—	11,590	—	11,590
自己株式の取得	—	—	—	—	△2	△2	—	△2
株式報酬取引	250	3,344	△482	4	—	3,116	—	3,116
その他の資本の 構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	△2,008	2,008	—	—	—	—
<b>所有者との取引額合計</b>	<b>6,045</b>	<b>9,139</b>	<b>△2,490</b>	<b>2,012</b>	<b>△2</b>	<b>14,704</b>	<b>—</b>	<b>14,704</b>
2026年3月31日残高	31,284	875,804	124,888	366,955	△2	1,398,929	150	1,399,079

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

#### 2. 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 連結子会社の数     | 22社                                    |
| ② 主要な連結子会社の名称 | キオクシア株式会社<br>キオクシア岩手株式会社<br>キオクシアアメリカ社 |

##### (2) 持分法を適用した関連会社等の数及び会社の名称

- |                  |   |
|------------------|---|
| ① 持分法適用会社等の数     | 6社  |
| ② 主要な持分法適用会社等の名称 | ディー・ティー・ファインエレクトロニクス株式会社<br>フラッシュフォワード合同会社（注）<br>フラッシュパートナーズ有限公司（注）<br>フラッシュアライアンス有限公司（注） |

（注）共同支配事業になります。共同支配事業に関連する自らの資産、負債、収益及び費用を認識していません。

##### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、キオクシア中国社及びSolid State Storage Technology (Guangzhou) Company Limitedの決算日は12月31日、キオクシアエネルギー・マネジメント株式会社の決算日は9月30日になります。連結子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、当社グループの決算日に仮決算を行い、これに基づく財務諸表を連結しています。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 金融商品

##### ① 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、契約条項の当事者となった場合に、当初認識しています。

金融資産は、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

##### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式等の資本性金融商品については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定する取消不能な選択を行っています。

##### (c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記 (a) 及び (b) 以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益で認識しています。

##### (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

##### (a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しています。また、実効金利法による利息収益は、金融収益の一部として当期の純損益として認識しています。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、決算日現在の公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる損益はその他の包括利益として認識し、事後的に純損益へ振り替えられることはありません。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識が中止された場合には、当該時点までのその他の包括利益は、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

また、資本性金融商品に関する受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に純損益として認識しています。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失について、損失評価引当金を計上しています。損失評価引当金は、期末日ごとに測定する金融資産に係る信用リスクが、当初認識時点以降に著しく増大しているかどうかの評価に基づき測定しています。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大したと判断した場合、金融資産の予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定します。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大していないと判断した場合、期末日後12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定します。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識以降の著しい増大の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定しています。

予想信用損失の金額は、当社グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローの総額と、当社グループが受け取ると見積る将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定し、損益として認識しています。

なお、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している客観的な証拠がある場合、損失評価引当金を控除後の帳簿価額の純額に対して、実効金利法を適用し利息収益を測定しています。

また、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額しています。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は金融資産を譲渡し、当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、

金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しています。

## ② 金融負債

### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、契約条項の当事者となった場合に、当初認識しています。

金融負債は、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債のいずれかに分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しています。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

#### (a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。また、実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しています。

#### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

### (iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しています。

## ③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが認識された金額を法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し純額で表示しています。

## ④ デリバティブ

当社グループは、外国為替レートのリスクを管理するため、先物為替予約、通貨スワップ等のデリバ

ティブを利用しています。

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は各連結会計期間の公正価値で再測定しています。

ヘッジ手段として指定していないデリバティブに係る利得又は損失は純損益として認識しています。

ヘッジ手段として指定しているデリバティブは、リスク管理戦略及び目的、ヘッジされるリスクの性質、並びにヘッジの有効性についてヘッジ開始時に正式に文書化し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しています。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しています。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料並びに販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する原価の見積額及び販売に要するコストの見積額を控除して算定しています。

## (3) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに償却方法

### ① 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用が含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 3－60年
- ・機械装置及びその他 3－17年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、少なくとも各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

### ② 無形資産

#### (i) 研究開発費

新規の科学的又は技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に関する支出は、発生時に費

用として認識しています。

開発活動に関する支出は、信頼性をもって測定可能であり、製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ無形資産として計上しています。その他の支出は、発生時に費用として認識しています。

#### (ii) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウェア 5年
- ・技術関連資産 4年
- ・顧客関連資産 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、少なくとも各報告期間末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

### ③ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。処分コスト控除後の公正価値の算定においては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を基準に比例的に配分しています。

のれんを除く資産について過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の算定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れています。

#### (4) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

#### (5) 従業員給付の会計処理

##### ① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しています。

退職給付に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。ただし、確定給付制度が積立超過である場合、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としています。

確定給付制度債務の現在価値は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

退職給付に係る負債又は資産の純額の再測定は、発生した期にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

利息費用の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した残高純額に割引率を乗じることによって算定しています。この費用は従業員給付費用に含めています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しています。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間において費用として認識していません。

##### ② 解雇給付

当社グループは、当社グループが通常の退職日前に従業員の雇用を終了する場合、又は従業員が給付と引き換えに自発的に退職する場合に、解雇給付を支給します。当社グループは、当社グループが当該給付の申

し出を撤回できなくなったとき、又は当社グループが解雇給付の支払いを伴う構造改革に係る費用を認識したときのいずれか早い方の日に、解雇給付を費用として認識しています。

### ③ 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが行われた時点で費用として処理しています。

賞与及び有給休暇費用については、従業員から過去に提供されたサービスの対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額が信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として認識しています。

## (6) 収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、メモリ関連製品の製造販売を行っており、このような製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、主として当該製品の引渡時において一時点で収益を認識しています。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートなどを控除した金額で測定しています。

## (7) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(9) 企業結合」に記載しています。

のれんの償却は行わず、每期減損テストを実施しています。減損については「(3) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに償却方法 ③非金融資産の減損」に記載しています。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻し入れは行っていません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しています。

## (8) リース

当社グループは、リースされた資産（不動産、機械装置等）のリース開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しています。使用权資産は、リース負債の当初測定金額に初期直接コスト、及び開始日以前

に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したものを含め当初測定しています。開始日後において、使用権資産は、資産の耐用年数及びリース期間のいずれか短い年数にわたって定額法で減価償却しています。

リース負債は、開始日に支払われていないリース料を、リース計算利率を用いて、又は当該利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。当該リース料には、固定リース料や指数又はレートに応じて決まる変動リース料及び行使用することが合理的に確実である購入オプションの行使価格が含まれます。開始日後において、リース負債は、リース負債に係る金利や支払われたリース料を反映するように帳簿価額を増減しています。なお、各リース料の支払いは、リース負債の返済額と金融費用とに配分しています。

リース期間に変化がある場合、指数又はレートの変更から将来のリース料に変動がある場合、又は購入オプションについての判定に変化があった場合には、リース負債の帳簿価額を再測定しており、再測定による調整額は使用権資産の取得原価に加減しています。

#### (9) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値の純額を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において利得として計上しています。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しています。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しています。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下、「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しています。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しています。測定期間は最長で1年間です。

支配を維持したままの非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からのれんは認識していません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しています。

- ・繰延税金資産及び負債、並びに従業員給付契約に関連する資産及び負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は

## 処分グループ

共通支配下における企業結合取引、すなわち、全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的ではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しています。結合による対価が被結合企業の資産及び負債の帳簿価額と異なる場合は、資本剰余金で調整しています。

### (10) 外貨換算

#### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

#### ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、著しい変動のない限り期中平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

### (11) 政府補助金

補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しています。資産の取得に対する補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しています。

### (12) 株式報酬

当社は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員に対するインセンティブ制度として、株式報酬制度を採用しています。

ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しています。

勤務継続型株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度は、事後交付型の株式報酬制度であり、勤務継続型株式報酬制度は継続勤務を条件としてユニット数を確定させ、業績連動型株式報酬制度は当社株式の株価等に応じてユニット数を確定しています。本制度における報酬のうち、持分決済型に係る部分については、付与する当社株式の公正価値を参照して測定し、算定された報酬は費用として純損益に認識するとともに、同額を資本の増加として認識しています。一方で、現金決済型に係る部分については、算定された報酬は費用として純損益に認識するとともに、同額を負債の増加として認識しています。なお、当該負債の公正価値を決算日に再測定し、公正価値の変動を純損益として認識しています。

#### (13) その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

## 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した連結会計年度及びそれ以降の将来の連結会計年度において認識されます。

経営者が行った連結計算書類の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

- ・ 棚卸資産の正味実現可能価額（棚卸資産 412,612百万円）
- ・ 非金融資産の減損（有形固定資産 1,055,255百万円、使用権資産 178,092百万円、のれん 395,585百万円、無形資産 11,192百万円）
- ・ 繰延税金資産の回収可能性（繰延税金資産 177,506百万円）
- ・ 確定給付制度債務の測定（退職給付に係る負債 42,871百万円）

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で計上しています。将来の不確実な経済条件の変動などにより、正味実現可能価額の算定基礎である見積売価の前提に変化が生じた場合、棚卸資産の計上額は重要な影響を受ける可能性があります。

非金融資産の減損テストにおける回収可能価額は、将来の不確実な経済条件の変動などにより、事業計画、成長率及び割引率等の見積りの前提に変化が生じた場合、重要な影響を受ける可能性があります。

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期や見込額等により回収可能性を評価していま

す。事業計画には市場動向等に関する仮定が含まれており、将来の不確実な経済条件の変動などにより、これらの仮定に変化が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性があります。

確定給付制度債務は、数理計算上の仮定である割引率を使用して算定しています。市場金利の変動に応じた割引率の変化により、退職給付に係る負債の計上額は重要な影響を受ける可能性があります。

## 連結財政状態計算書に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

#### (1) 担保提供資産及び担保に係る債務

##### ① 担保提供資産

非流動資産：

有形固定資産	11,011百万円
合計	11,011百万円

##### ② 担保に係る債務

流動負債：

借入金 240百万円

非流動負債：

借入金	11,100百万円
合計	11,340百万円

(2) セール・アンド・リースバック取引による資産及び対応債務

セール・アンド・リースバック取引を行った結果、売却及びリースとして会計処理していないため、当社が引き続き有形固定資産として計上しているものの、所有権を保有していない資産は、以下のとおりです。

① セール・アンド・リースバック取引による資産

非流動資産：

有形固定資産	130,919百万円
--------	------------

② セール・アンド・リースバック取引による資産に対応する債務

流動負債：

借入金	95,575百万円
-----	-----------

非流動負債：

借入金	192,765百万円
-----	------------

---

合計	288,340百万円
----	------------

---

2. 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権	1,224百万円
--------------	----------

3. 資産に係る減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

有形固定資産及び使用権資産の減価償却累計額	2,576,219百万円
-----------------------	--------------

#### 4. 財務制限条項

当社の借入金（シニア・ファシリティ契約）400,414百万円には財務制限条項が付されており、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 当社グループの連結当期純損益が2連結会計年度連続で損失とならないこと。
- (2) 連結財政状態計算書における資本の合計の額が5,000億円又は前年同期における資本の合計の75%に相当する額のいずれか高い方を上回ること。
- (3) 連結レバレッジ・レシオが、以下の表に記載の数値を2基準期間連続で超えないこと。

2025年9月30日	3.25 : 1
2026年3月31日	3.25 : 1
2026年9月30日	3.00 : 1
2027年3月31日	3.00 : 1
2027年9月30日	3.00 : 1
2028年3月31日	3.00 : 1
2028年9月30日	2.75 : 1
2029年3月31日	2.75 : 1

##### [定義及び算式]

- ① 連結：IFRSに準拠して作成された連結財務諸表数値
- ② 連結レバレッジ・レシオ：連結Debt／連結EBITDA
  - ・連結Debt：基準期間の末日の連結有利子負債（但し、リース負債を除く）
  - ・連結EBITDA：基準期間における連結営業利益に連結営業利益の計算において控除される有形固定資産及び無形資産の償却費を加算した額。

## 連結持分変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式（注1）	546,086,290株
甲種優先株式（注2）	－株
乙種優先株式（注2）	－株

（注）1.普通株式の数の増加は、新株予約権の行使によるものが6,728,880株、勤務継続型株式報酬に基づく株式支給によるものが2,230株です。

2.甲種優先株式及び乙種優先株式の数の減少は、2025年7月17日開催の取締役会において決議された甲種優先株式及び乙種優先株式の取得及び消却によるものが、甲種優先株式1,200株及び乙種優先株式1,800株です。

### 2. 配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2025年5月15日 取締役会	甲種優先株式	9,286	7,738,453	2025年 3月31日	2025年 6月30日
	乙種優先株式	14,475	8,041,552		

（注）甲種及び乙種優先株式は、IFRSでは金融負債として認識しており、連結損益計算書上、配当金は「金融費用」として認識しています。

#### （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

該当事項はありません。

### 3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式	5,353,380株
------	------------

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 資本管理

当社グループは、グローバル規模での成長を通じた企業価値向上のために、設備投資及び研究開発投資等を行っています。

これらの資金需要に対応するために、有利子負債から現金及び現金同等物を控除したネット有利子負債及び資本の適切なバランスを考慮した資本管理を行っています。

資本管理に関連する指標として、ネットD/Eレシオ及び親会社所有者帰属持分比率を管理対象としていません。

#### (2) 信用リスク管理

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。営業債権については、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しています。なお、当社グループの債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対するものであり、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを最小限にするため、信用度の高い金融機関に限定し、かつ相手先を分散しています。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

#### (3) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。

当社グループは、資金調達手段の多様化を図り、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

(4) 為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、外貨建の業績、資産及び負債は為替レート、主として米ドルの影響を受ける可能性があります。

当社グループは、外貨建の資産及び負債に対する外国為替レートの変動リスクを軽減することを目的として先物為替予約及び通貨スワップを締結しています。

(5) 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

(6) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されています。

当社グループは、株式について、定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合には、開示を省略しています。

(単位：百万円)

区分	帳簿価額	公正価値
非流動負債： 社債及び借入金（社債）	347,474	359,175

(注) 社債の公正価値ヒエラルキーは、レベル2です。

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

短期間で決済され、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) その他の金融資産、その他の金融負債

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。

非上場株式につきましては、類似企業比較法等、適切な評価技法を用いて公正価値を算定しています。

負債性金融商品は、純資産に基づく方式により、公正価値を算定しています。

デリバティブは、取引先金融機関から提示された価格を参照しており、期末時点の先物相場等観察可能な市場データに基づき算定されています。

未払利息は、短期間で決済され、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつていません。

### (3) 社債及び借入金

短期借入金は、短期間で決済され、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつていません。

長期借入金は、主に変動金利によるもので、変動金利は短期間で市場金利が反映されること、また、債務の残存期間と当社グループの信用状態を考慮すると、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつていません。

社債は、公表されている市場価格を参照して算定しています。

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産				
為替予約	－	7,025	－	7,025
通貨スワップ	－	37,325	－	37,325
負債性金融商品	－	－	1,706	1,706
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融商品	165,972	－	8,992	174,964
合計	165,972	44,350	10,698	221,020
負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債				
為替予約	－	25,988	－	25,988
合計	－	25,988	－	25,988

(注) 公正価値ヒエラルキーのレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

期首残高	4,256
利得及び損失	
純損益 (注)	566
その他の包括利益	5,224
購入	510
その他	142
期末残高	10,698

期末に保有する金融商品について純損益に計上された未実現損益の変動 (注)	566
--------------------------------------	-----

(注) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書の「金融収益」に含まれています。

レベル3に分類される資産については、社内規程に基づいて、適切な評価担当者が評価の実施及び評価結果の分析を行っています。評価結果は、適切な社内承認プロセスを踏むことで公正価値評価の妥当性を確保しています。

レベル3に分類される金融商品は、資本性金融商品及び負債性金融商品により構成されています。資本性金融商品の重要な観察可能でないインプットとして、主に非流動性ディスカウントを20%加味しています。公正価値は非流動性ディスカウントの上昇（低下）により減少（増加）します。なお、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。負債性金融商品は主にファンドへの出資であり、評価技法としては純資産価値により公正価値を算定しています。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社の所有者に帰属する持分	2,561円74銭
基本的1株当たり当期利益	1,024円07銭

## 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益の分解

当社グループは、主としてSSD & ストレージ及びスマートデバイス等のアプリケーションに使用するメモリ及び関連製品の提供を行っており、製品の対価として顧客から受領した金額を売上収益として認識しています。当社グループのアプリケーション別の売上収益に関する情報は以下のとおりです。

SSD & ストレージ	1,362,638百万円
スマートデバイス	759,978百万円
その他	215,012百万円
合計	2,337,628百万円

製品の販売においては、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転することから、その時点で収益を認識しています。

当社グループは、取引量や取引金額等の取引状況に応じたリベート及び製品価格の下落を補償するための支払いに充当される価格調整費用等を付けて販売することがあります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、リベート等の見積りを控除した金額で算定しています。リベート等は、過去、現在及び将来の予測を含む利用可能な全ての情報を用いて最頻値法により合理的に見積っており、収益は重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しています。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点である製品引渡時点から数カ月以内に支払いを受けています。そのため、当社グループは、取引価格に重大な金融要素は含まれていません。

なお、製品の販売にあたっては、製品の一部不良等に伴い、正常品との交換に係る支出がありますが、これはアシュアランス型製品保証に該当することから、製品保証引当金として会計処理しています。

### (2) 契約残高

当社グループの契約残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2025年4月1日	2026年3月31日
営業債権及びその他の債権（売掛金及び電子記録債権）	215,835	630,365

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、182,779百万円です。当該履行義務は四日市工場における合併会社の契約期間延長契約に係る製造サービス及び継続的な製品供給であり、履行義務の充足に応じて2034年にわたって収益を認識する見込みです。当該金額は全て外貨建て（米ドル）の取引価格を期末日の為替レートにより換算したものであり、将来の為替相場により、実際に認識される収益は変動する可能性があります。

なお、当社グループは、契約の当初の予想期間が1年以内である契約について実務上の便法を使用し、履行義務に関する情報の開示を省略しています。

(4) 顧客との契約獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、財又はサービスの顧客への移転は主として1年以内に行われるため、顧客との契約獲得のためのコストは発生時に費用として認識しています。

また、顧客との契約の履行のためのコストから認識した資産はありません。

## 重要な後発事象に関する注記

(1) Nanya Technology Corporationの株式の取得

キオクシア株式会社は、2026年4月8日にNanya Technology Corporationの株式を取得しました。取得の対価は15,673百万台湾ドル（78,208百万円）です。

(2) 借入金の繰上返済及び契約解除

当社は、2026年4月27日に、以下の金銭消費貸借契約に基づく借入金のうち127,500百万円を返済期限に先立ち繰上返済しました。

また、当社は2026年5月15日に、当該契約に基づく借入残額の全額を返済するとともに、当該契約を解除する旨を債権者に通知しました。本全額返済及び契約解除は2026年5月25日に実行される予定です。

これらの繰上返済及び契約解除が連結損益計算書に与える影響は軽微です。

契約日	2025年7月17日
主要な借入先の名称	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社日本政策投資銀行
借入金総額	447,500百万円 リボルビング・クレジット・ファシリティ枠210,000百万円
適用利率	TIBOR+スプレッド
返済期限	2029年7月31日
財務制限条項	4.財務制限条項をご参照ください。
担保等	本金銭消費貸借契約に関連して、借入先に対する担保提供は行っていません。

● 計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>128,727</b>	<b>流動負債</b>	<b>87,390</b>
現金及び預金	754	1年内返済予定の長期借入金	80,000
未収入金	5,856	未払金	1,608
未収収益	2,492	未払費用	3,326
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,000	未払法人税等	398
関係会社預け金	39,500	未払消費税等	354
前払費用	112	株式報酬引当金	1,540
その他	10	その他	161
<b>固定資産</b>	<b>1,538,732</b>	<b>固定負債</b>	<b>661,466</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1</b>	長期借入金	327,500
工具、器具及び備品	1	社債	326,656
<b>無形固定資産</b>	<b>3</b>	関係会社長期預り金	2,222
ソフトウェア	3	株式報酬引当金	4,897
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,538,727</b>	その他	190
関係会社株式	879,850	<b>負債合計</b>	<b>748,856</b>
関係会社長期貸付金	654,156	<b>(純資産の部)</b>	
長期未収入金	1,979	<b>株主資本</b>	<b>918,228</b>
繰延税金資産	518	資本金	31,284
その他	2,222	資本剰余金	795,092
		資本準備金	22,684
		その他資本剰余金	772,407
		<b>利益剰余金</b>	<b>91,854</b>
		利益準備金	1,099
		その他利益剰余金	90,754
		繰越利益剰余金	90,754
		<b>自己株式</b>	<b>△2</b>
		<b>新株予約権</b>	<b>374</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>918,602</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,667,459</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,667,459</b>

# 損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>営業収益</b>		
関係会社経営指導料	8,787	
関係会社受取配当金	90,796	<b>99,583</b>
<b>営業費用</b>		<b>8,693</b>
販売費及び一般管理費		8,693
<b>営業利益</b>		<b>90,889</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	23,453	
受取手数料	20,385	<b>43,839</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	22,270	
支払手数料	15,257	
社債発行費	4,314	
雑損失	31	<b>41,873</b>
<b>経常利益</b>		<b>92,855</b>
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	4	4
<b>税引前当期純利益</b>		<b>92,859</b>
法人税、住民税及び事業税	893	
法人税等調整額	1,211	2,105
<b>当期純利益</b>		<b>90,754</b>

# 株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
<b>2025年4月1日残高</b>	<b>25,238</b>	<b>16,639</b>	<b>1,126,056</b>	<b>1,142,695</b>	<b>1,099</b>	<b>499</b>	<b>1,598</b>
当期変動額							
新株の発行	5,795	5,795	-	5,795	-	-	-
株式報酬取引	250	250	-	250	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△23,261	△23,261	-	△499	△499
当期純利益	-	-	-	-	-	90,754	90,754
自己株式の消却	-	-	△330,386	△330,386	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	6,045	6,045	△353,648	△347,603	-	90,255	90,255
<b>2026年3月31日残高</b>	<b>31,284</b>	<b>22,684</b>	<b>772,407</b>	<b>795,092</b>	<b>1,099</b>	<b>90,754</b>	<b>91,854</b>

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
<b>2025年4月1日残高</b>	<b>-</b>	<b>1,169,532</b>	<b>856</b>	<b>1,170,389</b>
当期変動額				
新株の発行	-	11,590	-	11,590
株式報酬取引	-	500	-	500
剰余金の配当	-	△23,760	-	△23,760
当期純利益	-	90,754	-	90,754
自己株式の消却	330,386	-	-	-
自己株式の取得	△330,389	△330,389	-	△330,389
株主資本以外の項目 の変動額（純額）	-	-	△482	△482
当期変動額合計	△2	△251,304	△482	△251,786
<b>2026年3月31日残高</b>	<b>△2</b>	<b>918,228</b>	<b>374</b>	<b>918,602</b>

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

工具、器具及び備品 8年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

#### (4) 引当金の計上基準

##### 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式交付債務の見込額に基づき認識しています。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ①関係会社経営指導料

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する



## 2. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式（当事業年度の計算書類に計上した金額879,850百万円）について、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が著しく低下した場合、事業計画等に基づきおおむね5年以内に回復することが十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、期末において相当の減額を行うこととしています。事業計画には市場動向等に関する仮定が含まれており、将来の不確実な経済条件の変動などによりこれらの仮定に変化が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。この結果、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額は重要な影響を受ける可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	8,304百万円
長期金銭債権	1,979百万円
短期金銭債務	856百万円
長期金銭債務	190百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

0百万円
------

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

関係会社経営指導料 8,787百万円

関係会社受取配当金 90,796百万円

営業取引以外の取引高

受取利息 23,446百万円

受取手数料 20,385百万円

##### (2) 関係会社受取配当金

関係会社受取配当金90,796百万円は、キオクシア株式会社との資本負債構成の再構築によるものです。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式（注1） 546,086,290株

甲種優先株式（注2） ー株

乙種優先株式（注2） ー株

（注1）普通株式の数の増加は、新株予約権の行使によるものが6,728,880株、勤務継続型株式報酬に基づく株式支給によるものが2,230株です。

（注2）甲種優先株式及び乙種優先株式の数の減少は、2025年7月17日開催の取締役会決議において決議された甲種優先株式及び乙種優先株式の取得及び消却によるものが、甲種優先株式1,200株及び乙種優先株式1,800株です。

##### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 161株

甲種優先株式 ー株

乙種優先株式 ー株

（注）普通株式の自己株式の数の増加は、単元未満株の買い取りによるものが161株です。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払費用、株式報酬引当金等になります。

なお、当社は、グループ通算制度を適用し、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%変更して計算しています。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	キオクシア 株式会社	直接 100.0%	経営指導 資金の貸付等 被保証債務 役員の兼務	経営指導料の受取 (注1)	8,787	未収入金	3,685
				資金の貸付 (注2)	774,156	1年内回収予定の関 係会社長期貸付金	80,000
				資金の回収 (注2)	465,941	関係会社長期貸付金	654,156
				利息の受取 (注2)	23,207	未収収益	2,490
				手数料の受取 (注2)	20,385	未収入金	261
				グループファイナ ンス (注3)	－	関係会社預け金	39,500
				利息の受取 (注3)	238	未収収益	2
				配当の受取 (注4)	358,213	－	－
子会社	キオクシア エネルギー・ マネジメント 株式会社	間接 100.0%	被保証債務	被保証債務 (注6)	736,454	－	－
孫会社	キオクシア システムズ 株式会社	間接 100.0%	被保証債務	被保証債務 (注6)	736,454	－	－

(注1) 経営指導料については、一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。

(注2) 資金の貸付を行っております。金額その他の取引条件は、交渉の上で決定しています。

(注3) グループファイナンスについては、当社グループ内資金の有効活用を目的として取引が反復的に行われるため、取引金額の記載を省略しています。

(注4) 当該取引は、資本剰余金を原資とする優先株式に対する配当の受領であり、取引金額のうち267,417百万円については関係会社株式の帳簿価額の減少として、90,796百万円については関係会社受取配当金として処理しています。

(注5) 当社は、キオクシア株式会社の執行役員に対して当社株式を交付するため、キオクシア株式会社との間で併存的債務引受契約を締結しています。キオクシア株式会社の執行役員に対する報酬債務を当社が負担する代わりに、その同額をキオクシア株式会社に請求したものです。

(注6) 被保証債務については、当社の金融機関からの借入金及び社債に対する債務保証であり、取引金額には期末日現在の残高を記載しています。なお、保証料の支払いは行っていません。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	ステイシー・スミス	直接 0.0%	当社取締役 当社会長執行役員	新株予約権の行使 (注1) (注2)	4,555	－	－
	早坂 伸夫	直接 0.0%	当社代表取締役社長 当社社長執行役員	新株予約権の行使 (注1)	24	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 2019年3月12日に開催された臨時株主総会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第239条の規定にもとづく新株予約権の権利行使となります。なお、取引金額は当社に対する払込資本の金額であり、権利行使額に権利付与額を加算した金額を開示しています。

(注2) 2022年2月2日に開催された取締役会の決議により発行した会社法第236条、第238条及び第240条の規定にもとづく新株予約権の権利行使となります。なお、取引金額は当社に対する払込資本の金額であり、権利行使額に権利付与額を加算した金額を開示しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,681円47銭
-----------	-----------

1株当たり当期純利益	167円61銭
------------	---------

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載しています。

10. 重要な後発事象に関する注記

借入金の繰上返済及び契約解除

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

キオクシアホールディングス株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 澤 山 宏 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 川 雅 嗣

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キオクシアホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年5月15日に、2025年7月17日に契約した金銭消費貸借契約に基づく財務制限条項が付された借入残額の全額を返済するとともに、当該契約を解除する旨を債権者に通知した。本全額返済及び契約解除は2026年5月25日に行われる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上